

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和5年11月17日（金）10時30分～11時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

正岡企画調査官、佐藤上席特殊施設分析官、松田室長補佐、森審査班長、
佐藤室長補佐、石井安全審査官、山下専門職、椎名係長、元嶋専門職、
植木技術参与

福島第一原子力規制事務所

高松原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当10名（テレビ会議システムによる出席）

プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、資料に基づき定例の報告内容に加えて、以下の説明があった。
- 化学分析棟で使用する核燃料物質の追加および化学分析棟の増床に伴う管理対象区域図の変更（質問への回答）
- 1号機燃料取り出しに向けたR/B外周鉄骨の撤去について
- 使用済燃料プール注水配管へのサイフォンブレイク孔の施工について
 - 原子力規制庁は、上記説明について確認するとともに、以下のとおりコメントした。
＜化学分析棟で使用する核燃料物質の追加および化学分析棟の増床に伴う管理対象区域図の変更（質問への回答）＞
 - 整理した記載に係る考え方にに基づき、本案件の申請または補正申請の際に、実施計画の管理区域図及び管理対象区域図全体について記載の適正化を行うこと。
 - ＜1号機燃料取り出しに向けたR/B外周鉄骨の撤去について＞
 - 撤去した外周鉄骨について、事故分析のための調査実施を検討している。調査に必要な調整のため、撤去作業に着手するタイミングでその旨連絡すること。
 - ＜使用済燃料プール注水配管へのサイフォンブレイク孔の施工について＞
 - 既認可の実施計画において、サイフォン効果による使用済燃料プール水の継続的な流出防止対策として真空破壊弁等による対策が定められており、今回の取組は、当該流出防止対策の内数として更なる信頼性向上のために行うものであることから、実施計画の変更認可申請は不要であること。
 - なお、新規制基準においては、重大事故に至るおそれがある事故としてサイフォン現象による使用済燃料プールの水位低下事象の評価^{※1}を求めており、設工認申請書の本文（基本設計方針）に静的サイフォンブレイカが位置づけられていることから、本面談での東京電力による説明のうち、KKにおいて（サイフォンブレイク孔の設置が）工事計画認可の対象外であったという点は不適切であること。

※1：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈第37条3-1(b)

- 東京電力から、上記について了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 汚染水対策スケジュール
- 水処理設備の運転状況，運転計画（2023年11月3日～2023年11月30日）
- 地下水ドレンの稼働状況について
- サブドレン稼働状況について
- 化学分析棟で使用する核燃料物質の追加および化学分析棟の増床に伴う管理対象区域図の変更- 御質問事項への回答-
- 1号機燃料取り出しに向けたR/B外周鉄骨の撤去について
- 使用済燃料プール注水配管へのサイフォンブレイク孔の施工について

以上